



【青島支店】

外国人就労許可の改革

1. はじめに

中国へ進出を検討されている方、あるいは中国へ既に進出されている方にとって大きな問題の1つが「ヒト」に関することではないでしょうか。

経営にとっては、よく「ヒト」「モノ」「カネ」が重要であると言われてますが、中国では今「ヒト」に関する政策が大きく変わろうとしています。

「ヒト」の問題は、現地スタッフと日本人駐在員の2つに分けて考えることが出来ます。今回大きく変わるのは、日本人駐在員に関する手続きです。

日本人駐在員が外国人として中国で働く場合、当局より事前に就労許可を得なければなりません。しかし手続きは非常に複雑で、1～2ヶ月はかかることから、改善ニーズが高まっていました。また中国政府としても、目覚ましい経済発展に伴い外国人就労者が増加している中、新たな制度により外国人就労者をコントロールする必要性がありました。

2. 新たな制度

2016年11月、国家外国専門家局は中国で働く外国人就労者の扱いを20年ぶりに改正する内容を含んだ「外国人来華就業許可制度試行実施案」を発表、2017年4月より全国で施行することとなりました。

この制度改革により、手続の一部オンライン化を含む簡素化が進められることになりましたが、一番注目すべきポイントは、中国で働く外国人を様々な要素からポイント加算し、合計点数で「Aランク」(奨励)、「Bランク」(調整)、「Cランク」(制限)の3つに分類、事実上の格付けを開始したことです。

Aランク (奨励)	奨励すべきハイレベルな人材として優先的に就業許可が発行される。
Bランク (調整)	基本的に就業許可は発行されるが、調整の対象として当局によるコントロールが可能となった。
Cランク (制限)	臨時的、季節的な労働者として位置づけられ、就業許可の発行が厳しく制限される。

つまり、中国で働いて欲しい外国人像を明確に打ちだし、場合によっては就労許可を出さないことでコントロールすることを可能としたわけです。

では「奨励」される外国人像とはどんな外国人なのでしょうか。中国では「製造大国から製造強国へ」をスローガンに質の向上に取り組んでおり、ハイレベルな人材を求める姿勢を明確にしました。具体的には、外国人就労者の持つ経験やスキルについて、様々な角度からポイント加算し、ポイントの高い順に 85 点以上を「奨励」、60 点以上を「調整」、60 点未満を「制限」の 3 つに格付けしていきます。

○ 主なポイントの概要

項目	最低点	最高点	最高点の対象
学歴①	0	20	大学院卒
学歴②	0	5	世界トップ 100 大学卒
業務経験①	0	15	15 年以上
業務経験②	0	5	世界トップ 500 社での勤務
中国での勤務時間	0	15	9 ヶ月以上
中国での年収	0	20	45 万元（約 8 百万円）
中国語レベル	0	10	HSK5 級以上
年齢	0	15	26 歳～45 歳

学歴や職歴のポイント化のほか、特徴的なのは「年齢」について着目したことです。26 歳から 45 歳には最高点の 15 ポイントが与えられますが、60 歳およびそれ以上の年齢になると 0 ポイントとされています。このことは中国に進出している企業の総経理など、管理者層の選定にも大きな影響を与えそうです。

○ 「年齢」のポイント詳細

対象年齢	得点
60 歳以上	0
56 歳～60 歳	5
46 歳～55 歳、18 歳～25 歳	10
26 歳～45 歳	15

また、今回の改正に中国語のレベルが加えられたことも大きな特徴です。中国人と密接に交流することを促す目的であると考えられますが、評価基準には中国政府公認の検定試験である HSK が導入されました。既に現地の語学学校では、今回の制度改正を取り上げ、HSK を積極的に取得することがメリットにつながるとアピールしています。

3. おわりに

これまで「ヒト」に関するチャイナリスクは現地スタッフについてのものが中心でしたが、今回の制度改正によって、日本人駐在員の手続きについても新たなリスクが発生したといえそうです。現在中国で駐在勤務している日本人の大半は「調整」に該当するため、中国政府の運用方針によっては多くの日本人に就業許可が出ない事態も危惧されています。運用は始まったばかりであり、多くの駐在員はこれから順次更新の時期を迎えますが、関心は非常に高く、自分が何ランクに該当するのか、何点であるのかがよく話題になっています。今後は中国に進出する企業においても、この制度改正をふまえた人事施策を検討する必要があるようです。

山口銀行青島支店では中国に関する様々な問題点についてご相談を承っております。ぜひお気軽にご相談下さい。

以 上

【参考文献】

- ・ 三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司
BTMU（China）実務・制度ニュースレター 2016年11月23日 第183期
「外国人就労許可の試行政策実施開始」
<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/316113001.pdf>（2016/12/28 閲覧）
- ・ 日本貿易振興機構（JETRO）
世界のビジネスニュース（通商弘報）
「外国人就労許可の新制度、10地域で試験運用始まる ―許可証を一本化し、人材の分類などを導入―」
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/12/bfe9f48f0ccdec39.html>（2016/12/28 閲覧）
外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用
https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest_05.html（2016/12/28 閲覧）